

効率と公正・きまり

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

きまりや決め方は、どんな考え方でつくればみんなが納得できるだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 効率と公正

決め方の見方

**こうりつ
効率**

限られたものをむだなく使い
成果を得る考え方。

**こうせい
公正**

みんなが納得できる、かたよ
りのない考え方。

**きかい こうせい
機会の公正**

全員が同じ条件で参加できる
こと。

限られた時間や土地、お金などを、むだなく使って最大の成果を得る考え方を**効率**という。たとえば、みんなで使う教室や体育館の使い方を決めるとき、むだな空きを出さず、できるだけ多くの人が使えるようにするのは、効率を重んじた決め方である。

しかし、効率だけで決めると、一部の人が不利になることがある。そこで、みんなが納得できるよう、**公正**の考え方が必要になる。公正には、決め方の過程にだれもが参加できているかという**手続きの公正**、全員に同じ条件で参加の機会があるかという**機会の公正**、結果が一部のの人に不当にかたよっていないかという**結果の公正**がある。効率と公正はどちらも大切で、場面に応じてつり合いを考える。

公正の見方	確かめること
手続きの公正	決め方にだれもが参加できたか
機会の公正	全員が同じ条件で参加できるか
結果の公正	結果が不当にかたよっていないか

2 きまりの意義

契約・権利と責任

**けいやく
契約**

当事者が合意して交わす約
束。

**けんり
権利**

自分の利益を主張したり行動
したりできる資格。

**せきにん
責任**

自分の行いの結果を引き受け
ること。

私たちの社会には、集団の秩序を保ち、対立をさけるための**きまり**がある。きまりには、校則や家庭のルールのように身近なものから、国会がつくる**法律**まである。きまりは、つくる過程も内容も、みんなにとって公正であるかを考え、必要なら見直していく。

売買や貸し借りなどで、当事者が合意して交わす約束を**契約**といい、申し込みと承諾で成り立つ。いったん契約が成立すると、お互いにそれを守る責任が生じる。人は一人ひとり**権利**をもつが、それを使うときには、他人の権利を尊重し、**責任**をともなうことを忘れてはならない。2022年から**成年年齢**が**18歳**になり、18歳になれば親の同意なしに契約できる。

問いへの答え

決め方は、限られたものをむだなく使う効率と、手続き・機会・結果の面でだれもが納得できる公正の両方から考える。きまりは、つくる過程も内容も公正かを確かめ、契約を守る責任や、権利を使うときの責任を意識して、必要なら見直していく。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

